

一般常識

1 インプット

1 労働一般；職業安定法

地方公共団体の行う職業紹介

従来の「地方公共団体の行う無料職業紹介事業（届出制）」が廃止され、次のような規定が設けられた（法 29 条）。

新（新 設）
<p>（地方公共団体の行う職業紹介）</p> <p>1 地方公共団体は、無料の職業紹介事業を行うことができる。</p> <p>2 特定地方公共団体は、前項の規定により無料の職業紹介事業を行う旨を、厚生労働大臣に通知しなければならない。</p> <p>3 特定地方公共団体は、取扱職種の範囲等（その職業紹介事業において取り扱う職種の範囲その他業務の範囲をいう。以下同じ。）を定めることができる。</p> <p>4 特定地方公共団体が、前項の規定により取扱職種の範囲等を定めた場合においては、法 5 条の 5〔編注. 求人申し込み〕及び 5 条の 6 第 1 項〔編注. 求職申し込み〕の規定は、その範囲内に限り適用するものとする。</p>

*特定地方公共団体……上記 1 の規定により無料の職業紹介事業を行う地方公共団体をいう（法 4 条 7 項）。

コメント

地方公共団体は、届け出る必要もなく、無料の職業紹介事業を行うことができることとされた。なお、無料の職業紹介事業を行う旨を、厚生労働大臣に通知する必要がある。

〔平成 28 年 8 月 20 日施行〕

2 労働一般；男女雇用機会均等法、育児・介護休業法

(1) 男女雇用機会均等法／職場における妊娠、出産等に関する言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置の創設

次のような規定が設けられた（法 11 条の 2）。

新（新 設）
<p>（職場における妊娠、出産等に関する言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置）</p> <p>1 事業主は、職場において行われるその雇用する女性労働者に対する当該女性労働者が妊娠したこと、出産したこと、労働基準法 65 条 1 項の規定による休業〔編注. 産前休業〕を請求し、又は同項若しくは同条 2 項の規定による休業〔編注. 産前休業・産後休業〕をしたことその他の妊娠又は出産に関する事由であって厚生労働省令で定めるものに関する言動により当該女性労働者の就業環境が害されることのないよう、当該女性労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2、3 略</p>

(2) 育児・介護休業法／職場における育児休業等に関する言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置の創設

次のような規定が設けられた（法 25 条）。

新（新 設）
<p>（職場における育児休業等に関する言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置） 事業主は、職場において行われるその雇用する労働者に対する育児休業、介護休業その他の子の養育又は家族の介護に関する厚生労働省令で定める制度又は措置の利用に関する言動により当該労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。</p>

コメント

(1)は、妊娠・出産等に関するハラスメントの防止措置、(2)は、育児休業等に関するハラスメントの防止措置に関する規定である。いずれも、義務規定であることに注意。

なお、指針において、妊娠・出産等に関するハラスメント、育児休業等に関するハラスメントは、従来から規定があるセクシュアルハラスメントその他のハラスメントと複合的に生じることも想定されることから、例えば、セクシュアルハラスメント等の相談窓口と一体的に、妊娠・出産等に関するハラスメント、育児休業等に関するハラスメントの相談窓口を設置し、一元的に相談に応じることのできる体制を整備することが望ましいこととされている。

[平成 29 年 1 月 1 日施行]

3 社会一般；確定拠出年金法

(1) 個人型の確定拠出年金の加入者の範囲の拡大

対象者が拡大され、次のとおりとされた（法 62 条）。

新（_____が改正箇所）
<p>1 次に掲げる者は、厚生労働省令で定めるところにより、連合会に申し出て、個人型年金加入者となることができる。</p> <p>1号 国民年金法7条1項1号に規定する第1号被保険者（同法89条1項（2号に係る部分に限る。）、90条1項又は90条の3第1項の規定により同法の保険料を納付することを要しないものとされている者及び同法90条の2第1項から3項までの規定によりその一部の額につき同法の保険料を納付することを要しないものとされている者（以下これらの者を「保険料免除者」という。）を除く。）</p> <p>2号 60歳未満の厚生年金保険の被保険者（企業型年金加入者（企業型年金規約において3条3項7号の3に掲げる事項*を定めた企業型年金に係るものを除く。）その他政令で定める者（3項7号において「企業型年金等対象者」という。）を除く。）</p> <p>3号 国民年金法7条1項3号に規定する第3号被保険者</p> <p>2～4 略</p>

* 3条3項7号の3に掲げる事項……「企業型年金加入者が掛金を拠出することができることを定めない場合であって、当該企業型年金加入者が個人型年金加入者となることができることを定めるときは、その旨」をいう。

コメント

- 「第2号厚生年金被保険者・第3号厚生年金被保険者（公務員）」、「国民年金の第3号被保険者（専業主婦等）」も、個人型年金加入者となれることになったことに特に注意。
- 60歳未満の厚生年金保険の被保険者のうち、企業型年金加入者にあつては、「企業型年金規約において企業型年金加入者が掛金を拠出することができることを定めない場合であつて、当該企業型年金加入者が個人型年金加入者となることができることを定めた企業型年金に係るもの」については、個人型年金加入者となることができる（同時加入が可能）。

(2) 拠出限度額の改正

用語の整理が行われるとともに、新たに加入者の範囲に含まれる者の拠出限度額が定められた（法20条、69条、令11条、36条）。

企業型年金		個人型年金	
①個人型年金同時加入制限者で、他制度加入者以外のもの	月額 55,000円	①第1号加入者（国年法の第1号被保険者）	月額 68,000円*
②個人型年金同時加入制限者で、他制度加入者であるもの	月額 27,500円	②第2号加入者（国年法の第2号被保険者）で、③と④以外	月額 23,000円
③個人型年金同時加入可能者で、他制度加入者以外のもの	月額 35,000円	③第2号加入者で、個人型年金同時加入可能者であるもの（④を除く）	月額 20,000円
④個人型年金同時加入可能者で、他制度加入者であるもの	月額 15,500円	④第2号加入者で、他制度加入者であるもの又は厚年法の第2号厚生年金被保険者・第3号厚生年金被保険者	月額 12,000円
		⑤第3号加入者（国年法の第3号被保険者）	月額 23,000円

*付加保険料又は国民年金基金の掛金と合算した金額。

コメント

上記表の太線で囲った部分が個人型年金の加入者の範囲が拡大された影響で追加された区分である。

(3) いわゆる個人型の脱退一時金（個人型記録関連運営管理機関又は国民年金基金連合会に請求する脱退一時金）の支給要件の改正

次のような改正が行われた（法附則3条）。

新（_____が改正箇所）
1 当分の間、次の各号のいずれにも該当する者は、個人型年金運用指図者にあつては個人型記録関連運営管理機関に、個人型年金運用指図者以外の者にあつては連合会に、それぞれ脱退一時金の支給を請求することができる。

- 1号 保険料免除者であること。
- 2号 障害給付金の受給権者でないこと。
- 3号 その者の通算拠出期間（企業型年金加入者期間（法 54 条 2 項及び 54 条の 2 第 2 項の規定により法 33 条 1 項の通算加入者等期間に算入された期間がある者にあつては、当該期間を含む。）及び個人型年金加入者期間（個人型年金加入者が納付した掛金に係る個人型年金加入者期間に限るものとし、法 74 条の 2 第 2 項の規定により算入された法 73 条の規定により準用する法 33 条 1 項の通算加入者等期間がある者にあつては、当該期間を含む。）を合算した期間をいう。）が 1 月以上 3 年以下であること又は請求した日における個人別管理資産の額として政令で定めるところにより計算した額が政令で定める額*以下であること。
- * 3 号の政令で定める額……25 万円とする（令 60 条 2 項）。㊦
- 4号 最後に企業型年金加入者又は個人型年金加入者の資格を喪失した日から起算して 2 年を経過していないこと。
- 5号 法附則 2 条の 2 第 1 項の規定による脱退一時金の支給を受けていないこと。
- 2～5 略

㊦ 3 号の政令で定める額は、改正前は、「50 万円（継続個人型年金運用指図者にあつては、25 万円）」とされていた。

コメント

上記の規定（法附則 3 条）については、過去に選択式で出題されたことがある（平成 22 年度選択式）。再出題の可能性もある。

なお、法附則 2 条の 2 に規定されているいわゆる企業型の脱退一時金（企業型年金を資格喪失した後に企業型記録関連運営管理機関に請求する脱退一時金）については改正なし。

[平成 29 年 1 月 1 日施行]

2 アウトプット（練習問題にチャレンジ）

《問 題》

1. 次の文中の の部分を、選択肢の中の適当な語句で埋めてください。

次に掲げる者は、厚生労働省令で定めるところにより、連合会に申し出て、個人型年金加入者となることができる。

1号 国民年金法に規定する A 被保険者（保険料免除者を除く。）

2号 60 歳未満の厚生年金保険の被保険者（企業型年金加入者（企業型年金規約において 3 条 3 項 7 号の 3 に掲げる事項を定めた企業型年金に係るものを除く。）その他政令で定める者（3 項 7 号において「企業型年金等対象者」という。）を除く。）

3号 国民年金法に規定する B 被保険者

選択肢…① 任意加入 ② 当然 ③ 第 1 号 ④ 第 2 号 ⑤ 第 3 号
⑥ 第 4 号 ⑦ 高齢任意加入 ⑧ 特例による任意加入

2. 次の文の正誤を判断してください。

育児・介護休業法において、事業主は、職場において行われるその雇用する労働者に対する育児休業、介護休業その他の子の養育又は家族の介護に関する厚生労働省令で定める制度又は措置の利用に関する言動により当該労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講ずるように努めなければならないこととされている。

《解 答》

1. A ③ 第1号（確定拠出年金法 62 条 1 項）

B ⑤ 第3号（同 上）

2. × 育児・介護休業法 25 条

「講ずるように努めなければならない」ではなく、「講じなければならない」である。

★コメント★

一般常識について、特に注意しておきたい部分を紹介させていただきました。確実に覚えておきたいところです。